都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
19	19	17	15	6	4	14	9	19	0	0	3	3	0	0	19	0	0	0	7	1	11	0	0	0	1	1	3	5	10	11	14	0	0
滋賀県	大津市	○	○	○		○		○			○	幼稚園、保育園などを通じて就学予定者に就学制度の書類を配布			○						○				○	申請を希望するものが市役所の支所（市内36箇所）に提出。郵送で教育委員会への送付も可		○	○	○		
滋賀県	彦根市	○	○	○		○	○	○							○				○											○	○		
滋賀県	長浜市	○	○	○		○		○							○						○								○	○	○		
滋賀県	近江八幡市	○	○		○	○	○	○							○				○									○		○	○		
滋賀県	草津市	○	○		○	○	○	○							○				○										○		○		
滋賀県	守山市	○	○			○		○							○					○							○		○	○			
滋賀県	栗東市	○	○			○		○							○						○						○	○	○	○	○		
滋賀県	甲賀市	○		○	○		○	○							○						○								○		○		
滋賀県	野洲市	○	○			○		○							○						○							○		○			
滋賀県	湖南市	○		○		○	○	○							○				○									○			○		
滋賀県	高島市	○					○	○							○				○								○		○	○	○		
滋賀県	東近江市	○	○			○		○							○						○							○	○		○		
滋賀県	米原市	○	○			○	○	○							○				○										○	○	○		
滋賀県	日野町	○	○	○			○	○			○	児童扶養手当の申請・相談時に教育委員会窓口への案内依頼			○						○										○		
滋賀県	竜王町	○	○		○	○		○							○				○											○			
滋賀県	愛荘町	○						○			○	小学校新1年生に関しては、就学援助制度の案内を個別で郵送した。			○						○										○		
滋賀県	豊郷町		○			○		○							○						○										○		
滋賀県	甲良町		○				○	○							○						○												
滋賀県	多賀町	○	○			○		○							○						○								○	○			

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																				
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																				
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																				
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに〇）										＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに〇をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
19	19	19	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	10	0	13	8	2	4	6	7	0	0	2	4	4	0	0	0	0	0	0
滋賀県	大津市	〇							〇											〇		〇	〇			〇	〇											
滋賀県	彦根市	〇							〇											〇		〇									〇	就学時健康診断の通知の際に、入学前支給についての通知を同封し送付している。							
滋賀県	長浜市	〇							〇										〇			〇	〇	〇			〇											
滋賀県	近江八幡市	〇							〇										〇			〇			〇													
滋賀県	草津市	〇							〇											〇		〇	〇								〇	就学時健康診断案内通に、入学前支給の案内を同封							
滋賀県	守山市	〇							〇										〇			〇	〇		〇													
滋賀県	栗東市	〇							〇											〇		〇	〇				〇											
滋賀県	甲賀市	〇							〇									〇				〇									〇	就学時健康診断の案内に同封して配布							
滋賀県	野洲市	〇							〇											〇		〇	〇			〇												
滋賀県	湖南市	〇							〇											〇		〇					〇											
滋賀県	高島市	〇							〇											〇		〇					〇											
滋賀県	東近江市	〇							〇											〇						〇												
滋賀県	米原市	〇							〇										〇			〇	〇			〇	〇											
滋賀県	日野町	〇							〇									〇				〇		〇	〇													
滋賀県	竜王町	〇							〇										〇				〇		〇													
滋賀県	愛荘町	〇							〇											〇										〇	〇	小学校新1年生に関しては、就学援助制度の案内を個別で郵送した。							
滋賀県	豊郷町	〇							〇										〇											〇								
滋賀県	甲良町	〇							〇										〇							〇	〇											
滋賀県	多賀町	〇							〇											〇						〇												

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											（1）当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他									
19	19	18	0	0	0	0	1	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	10	0	0	0	0	0	0	0	2	0	6	1	2	0	8	8
滋賀県	大津市	○							○											○										○					
滋賀県	彦根市	○							○											○										○					
滋賀県	長浜市	○							○										○									○							
滋賀県	近江八幡市	○							○										○											○					
滋賀県	草津市	○							○											○										○					
滋賀県	守山市	○							○										○															○	特別な対応は行っていない。
滋賀県	栗東市	○							○											○										○					
滋賀県	甲賀市	○							○									○										○							
滋賀県	野洲市	○							○											○														○	他課と連携し、就学援助の認定要件の措置の対象となった保護者に準要保護者の申請の案内を実施している。
滋賀県	湖南市	○							○											○										○					
滋賀県	高島市	○							○											○														○	家計急変世帯については、申請段階での所得を算定する事が難しいこともあり、基本は前年所得で算定し認定している。（家計急変世帯 というよりも、そもそもの所得が低いことが多い。）
滋賀県	東近江市	○							○											○														○	家計急変と就学援助を区別せず、既存の就学援助制度の認定基準を用いて認定している。
滋賀県	米原市						○	令和5年度入学者から、就学援助制度とは別制度である入学支援金（交付金）として交付を行っている。交付時期は2月を予定。																								○			
滋賀県	日野町	○							○									○																○	認定基準を整備することは検討していない
滋賀県	竜王町	○							○										○															○	教育委員会が給付する必要があると認めた者について、対応している。
滋賀県	愛荘町	○							○											○														○	新たな認定基準は現在検討していない。
滋賀県	豊郷町	○							○										○															○	対応していない。
滋賀県	甲良町	○							○										○												○				
滋賀県	多賀町	○							○											○												○			

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										令和4年度
																												（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に変外が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を定めているものの）（例：生活保護の0.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
19	19	15	19	14	13	13	18	12	2	12	12	2	0	3	8	10	6	3	0	0	19	0	0	1	5	11	3	1	1	0	0	11	11	
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○				1.2					○						平成24	6	20%未満
滋賀県	彦根市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2				○		○							15%未満
滋賀県	長浜市		○													○					1.35				○		○							15%未満
滋賀県	近江八幡市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2				○		○							10%未満
滋賀県	草津市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2					○						平成24	12	10%未満
滋賀県	守山市	○	○	○	○	○	○	○		○					○	○					1.2					○						平成24	12	10%未満
滋賀県	栗東市	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○			1.2													10%未満
滋賀県	甲賀市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○			○				1.5					○						25	4	15%未満
滋賀県	野洲市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.2					○						平成25	5	10%未満
滋賀県	湖南市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.2			認定基準の要件の対象者であっても、要保護者に準ずる程度困窮している者を前提としているあ一定の所得基準を設けている。		○						平成24	4	15%未満
滋賀県	高島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○				1.2					○						平成24	12	15%未満
滋賀県	東近江市	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○					1.2				○					○				15%未満
滋賀県	米原市	○	○				○		○									○			1.3													15%未満
滋賀県	日野町	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.2					○						平成24年	12	20%未満
滋賀県	竜王町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2				○			○						10%未満
滋賀県	愛荘町		○				○									○					1.3					○						平成30	10	15%未満
滋賀県	豊郷町		○				○									○					1.2					○						平成24	12	20%未満
滋賀県	甲良町		○				○									○					1.2					○						平成25	5	15%未満
滋賀県	多賀町	○	○	○			○											○			1.3													15%未満

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |